

総社市基準緩和通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡聰一

総社市規則第12号

総社市基準緩和通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則の一部を改正する規則

総社市基準緩和通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（平成28年総社市規則第47号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後項号とし、移動後項号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（管理者）</p> <p>第5条 緩和サービス事業者は、緩和サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、緩和サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該緩和サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>（管理者）</p> <p>第5条 緩和サービス事業者は、緩和サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、緩和サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該緩和サービス事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 緩和サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」</p>	<p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 緩和サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」</p>

改 正 後	改 正 前
<p>という。)により提供することができる。この場合において、当該緩和サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>	<p>という。)により提供することができる。この場合において、当該緩和サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>
<p>(1) 略 (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第42条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>(1) 略 (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイル</u>に前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>
<p>3～6 略</p>	<p>3～6 略</p>
<p>(掲示) 第28条 略 2 略 <u>3 緩和サービス事業者は、原則として、第1項に規定する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p>	<p>(掲示) 第28条 略 2 略</p>
<p>(記録の整備) 第37条 略 2 緩和サービス事業者は、利用者に対する緩和サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 略 (2) 第17条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(3) 第39条第1項第9号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) 第20条の規定による市への通知に係る記録 (5) 第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録 <u>(6) 第34条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p>	<p>(記録の整備) 第37条 略 2 緩和サービス事業者は、利用者に対する緩和サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 略 (2) 第17条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(3) 第20条に規定する市への通知に係る記録</u> <u>(4) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> <u>(5) 第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p>
<p>(緩和サービスの具体的取扱方針)</p>	<p>(緩和サービスの具体的取扱方針)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第39条 緩和サービスの方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 緩和サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p><u>(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する個別サービス計画の変更について準用する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第42条 緩和サービス事業者及び緩和サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項及び第17条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>第39条 緩和サービスの方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する個別サービス計画の変更について準用する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第42条 緩和サービス事業者及び緩和サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項及び第17条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 略</p>

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間、第28条第3項の規定の適用については、同項中「緩和サービス事業者は、原則として、第1項に規定する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。